大牟田市営住宅
募　集　案　内

令和8年度　第3回

申込受付期間　令和8年11月2日(月)～11月14日(土)

8:30～17:30（日・祝日除く）

【お知らせ】
令和6年11月1日より、18歳以上の単身世帯の入居が可能となりました。（申込できる住宅には制限があります。）



応募方法

大牟田市営住宅管理センターへ
「入居申込書」を申込受付期間内に提出
※郵送での申し込みはできません

問合せ・申込先

大牟田市営住宅管理センター
TEL：0944-41-0123
大牟田市不知火町１丁目１－８

ホームページにて募集住宅の間取り図やイメージ写真をみることができます。
スマートフォンのカメラ機能で右側のＱＲコードを読み込んでも確認できます。
大牟田市営住宅管理センター　ホームページ：http://omuta-shijyu.jp

市営住宅入居には、申し込み資格や収入基準があります。
この募集案内をよく読んでお申し込みください。

もくじ



1. 市営住宅の入居にあたって ・・・・・P1
2. 入居の注意事項 ・・・・・P2
3. 申込みから入居までの流れ ・・・・・P3
4. 申込み資格（必ず確認して下さい） ・・・・・P4
5. 抽選倍率の優遇制度 ・・・・・P7
6. 募集住宅の種類 ・・・・・P8
7. 月額所得の計算方法 ・・・・・P9
8. 直近の空家募集の申込状況 ・・・・・P12
9. 募集住宅一覧表 ・・・・・P13
10. 会場案内図 ・・・・・P15

○ 大牟田市営住宅入居申込書
○ 申込みに際しての確認事項



○ 市営住宅とは

市営住宅は、大牟田市が住宅に困っている低所得の方に対して国から補助を受けて建設された住宅を低額な家賃で賃貸することを目的としています。

このため入居については、公営住宅法や大牟田市営住宅条例などに定められた色々な条件があります。

入居条件の一つとして収入基準が法令で定められています。世帯全員の収入の合計が収入基準以下でないと入居できません。

また、家賃については、入居者の収入に応じて毎年変動します。

募集案内の趣旨をご理解いただいたうえで、お申込みください。

1. 市営住宅の入居にあたって

市営住宅は、お住まいの住宅以外の通路、公園、駐車場、駐輪場、集会所、敷地内樹木草刈などをはじめとした共同施設全体を入居者全員で協力して運営管理しています。

また、市営住宅は集合住宅です。入居者自身と生活習慣などが違う人が多数住んでいます。誰もが快適な生活を送る為に、規則やルールを守ってお互いに協力した生活をお願いします。

① 家賃は入居される世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年度の収入の申告により決定します。
② 家賃は、原則として指定金融機関の口座振替により納入していただきます。
③ 入居手続きのときに、家賃２か月分を敷金として納入していただきます。
なお、生活保護受給中の方は、生活保護担当者に家賃、敷金の支給について、ご相談ください。
※生活保護受給中の方は、家賃の支払いは原則として代理納付になります。
④ 入居にあたり、身元引受人が必要になります。
⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員）である場合には、入居資格を認めていません。
入居後、暴力団員であった、なったことが判明した場合は住宅の明け渡しになります。

2. 入居の注意事項



（１）自治会等への加入について

住みよい市営住宅とするためには、入居者同士や近隣の方とコミュニケーションを図ることが大切です。市営住宅へ入居したら自治会等に加入していただきます。

自治会等活動では共用部分等の清掃や草刈りなどを行います。

市営住宅でみんなが気持ちよく暮らせるようご協力をお願いします。



（２）市営住宅内では、次の行為は禁止されています。

①　他の居住者との円満な共同生活を妨げるような迷惑行為

通常の生活音以外の故意的な大きな音や大声を出す行為、決められた場所以外での不法な駐車、決められた排出方法以外のゴミ捨て等は共同生活に適さない行為となります。

②　犬、猫、鳥等の動物を飼育、餌付け及び持ち込むこと（一時的な預かりも含む）

③　商売を営んだり、会社の事務所など住宅以外の用途に使用すること

（３）家賃以外にかかる費用

①　入居開始時

ア　敷金（家賃２か月分）

イ　浴槽・風呂釜・給湯器・網戸等の設置費用（原則として入居者負担での設置）

②　入居期間中

ア　共益費の負担（階段や通路の灯り、共用水栓水道料金、集会所やエレベーターの維持管理費など）※エレベーターの維持費は設置住宅のみ

イ　自治会等の会費の負担

ウ　駐車場使用料（駐車場には空きがない場合や駐車場を設けていない住宅もあります。その場合は、民間などで探して頂き、事前に保管場所を確保して頂く必要があります）

※　車を所有されている方

③　退去時

ア　住宅の原状回復にかかる費用（入居前の状態に戻して頂きます）

- 畳、ふすま替えの費用
- 浴槽・風呂釜・給湯器・網戸等の撤去
- 入居後に取り付けた物の撤去
- 壊れた箇所がある場合の修復費用



（４）入居中の手続き等

①　入居後、家賃は世帯の収入により変動しますので、毎年収入申告をすることが義務づけられています。

②　民間住宅と違い、同居者に変動がある場合などには、届出・申請手続きが必要です。

入居後、入居者（名義人）が死亡や転出等した後、同居者が引き続き市営住宅に居住するには、市の承認が必要です。

市の承認を受けていない場合には、退去を求めることがあります。

3. 申込みから入居までの流れ

入居申込　受付期間　11月2日（月）～11月14日（土）

申込みは、１世帯につき１住宅のみです。

「入居申込書」に所定の事項を記入して下さい。多回数落選世帯や優遇者世帯に該当する方には、抽選倍率の優遇があります。詳しくは、「抽選倍率の優遇制度」 Ｐ７を確認して下さい。

入居収入基準については、当選後入居資格審査で失格にならないよう、ご自分で計算して確認して下さい。

抽選会　11月27日（金）午前10時

場　所　大牟田文化会館　第４会議室（３階）　（会場案内図はＰ１５を参照）

抽選の結果　１１月２７日午後以降、市営住宅管理センターに掲示します。

又、ホームページにも掲載します。

抽選により当選者・補欠当選者及び斡旋順位を決定します。

抽選会は、必ず参加する必要ありません。（当選・斡旋順位に影響しません。）

抽選結果通知発送　12月上旬

当選者・補欠当選者には通知書を発送しますが、落選者には通知しませんので、予めご了承下さい。入居資格審査に必要な書類をお知らせします。

なお、補欠当選者については、当選者が入居を辞退された場合に限り住宅の紹介を行います。

入居資格審査　提出締切　12月7日（月）

当選者は入居資格審査に必要な書類を指定期日内に提出して下さい。

なお、提出されない方は辞退したものとして取扱います。

※提出先　「市営住宅管理センター」

入居者説明会のご案内通知　入居者説明会　12月22日（火）午前 10 時～

当選者で入居資格審査に合格された方は、全員出席して下さい。

入居に必要な「市営住宅賃貸借誓約書」・「身元引受人承認書」等の書類をお渡しします。

※どうしても出席できない場合は必ず事前に連絡して下さい。無連絡で欠席の場合は当選を取消す場合があります。

入居予定住宅のカギを貸出・下見　下見後、入居の最終意思確認をお伺いします。

入居意思を決められた方は、関係書類並びに入居名義人と身元引受人の「印鑑登録証明書」等を併せ提出下さい。

誓約書等の書類　提出締切　１月４日（月）午後５時３０分まで

※提出が遅れると失格になる場合があります。

入居許可　カギ渡し説明会1月29日（金）午前 10 時～

「入居できる日の通知書」及び「住宅のカギ」をお渡しします。

カギ渡し日の翌日を市営住宅入居日とし、家賃及び駐車場使用料が発生しますので、入居許可後、すみやかに入居してください。

水道・電気・ガスについては、入居者自身で手続きをお願いします。

4. 申込み資格（必ず確認して下さい）

市営住宅に応募される方は、**次の(1)～(8)の条件を全て満たしていなければ申込みできません。**
（申込者本人は、入居時の名義人となります。また、入居までの間に名義人の変更はできません。）

※　年齢及び申込み資格に関する基準日等「資格等基準日」は、「入居者説明会後の誓約書等書類提出締切日令和９年１月４日」とします。

（１）入居申込者は、18 歳以上の方（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する大学及び高等専門学校の学生並びにこれらに準じる者を除く。）

①　2 人以上で申込みの場合（同居者又は、同居しようとする親族がいる方）

ア　夫婦の別居･父母の別居等の不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

イ　婚約中の方が申込まれる場合は、当選後に婚約証明書が必要です。なお、資格等基準日までには、婚姻を証明する戸籍謄本か婚姻受理証明書を提出していただきます。

ウ　離婚予定の方は、原則として、資格等基準日までに離婚を証明する戸籍謄本か、離婚届受理証明書を提出していただきます。

エ　戸籍上離婚していない夫婦の一方とその子等の世帯(いわゆる別居状態)は申込みできません。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条の適用を受けること又は DV 被害者（※1）の確認ができる世帯は除きます。

オ　内縁関係にある方も申込みできます。この場合、住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」と記載する届出を資格等基準日までに確認できる方に限ります。

カ　性的少数者でパートナーシップ関係にある方も申込みできます。この場合、その関係を都道府県知事または市町村長がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類（福岡県内で有効な書類）によって、資格等基準日までに確認できる方に限ります。

（※1）ＤＶ被害者で次のいずれかに該当する方

(1) 配偶者暴力相談支援センター又は女性自立支援施設における保護（一時保護含む）を受けている方。また、当該保護が終了した日から起算して５年を経過していない方

(2) 配偶者に対して裁判所に保護命令の申立てを行った方で、当該命令（接近禁止命令又は退去等命令）の効力が生じた日から起算して５年を経過していない方。

(3) 女性相談支援センター等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている方。

②　単身で申込みの場合

ア　申込みができる住宅は、募集住宅一覧表の「単身」 欄に「可」の表示がある住宅のみです。

イ　夫婦別居による単身申込みはできません。（４ページ（※１）ＤＶ被害者）の確認ができる方は除く）

ウ　「特別単身」に該当される方

下記いずれかに該当する単身入居希望の方は、募集住宅一覧表の「単身」欄に「可」の表示がある住宅と、「特別単身」欄に「可」の表示がある住宅両方から１つ申込みができます。

A）６０歳以上
B）障害者基本法第２条に規定する障害者でその障害の程度が次に揚げる程度の方
- 身体障害者（身体障害者手帳１級から４級）
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳１級から３級）
- 知的障害者（療育手帳または判定書Ａ１からＢ２）

C）戦傷病者で障害の程度が恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで又は別表第１号表の３の第１款症であるもの
D）被爆者手帳を受けている方で、かつ被爆の影響で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方
E）海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、引き揚げた日から起算して５年を経過していない方
F）平成８年３月31日までに厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所している方

B）～F）については証明書等の提出が必要となります。

（２）収入基準に合う方

同居しようとする親族(婚約者を含む)の収入を含め、月額所得が次の金額であること。

公営住宅・改良住宅の収入基準額(月額所得)は、世帯所得から諸控除後の金額になります。

別紙（８～１０ページ）月額所得の計算方法の説明をもとに算出してください。

種　類	世　帯　別	月額所得基準額
公営住宅	一般世帯の場合	158,000 円以下
	※　高齢者･障害者･子育て世帯等	214,000 円以下
改良住宅	一般世帯の場合	114,000 円以下
	※　高齢者･障害者･子育て世帯等	139,000 円以下

※　高齢者･障害者･子育て世帯等の要件　　詳しく見る

① 60 歳以上の方、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の方又は満 18 歳未満の方からなる世帯
② 身体障害者(身体障害者手帳１級～４級)の方のいる世帯
③ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳１、２級程度)の方のいる世帯
④ 知的障害者(療育手帳重度又は中度程度(手帳Ｂ2 又はＢの軽度は除く))の方のいる世帯
⑤ 戦傷病者手帳を受けた方(恩給法別表の特別項症～第６項症又は第１款症)のいる世帯
⑥ 被爆者手帳を受けている方で、かつ被爆の影響で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯
⑦ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、引き揚げた日から起算して５年を経過していない方のいる世帯
⑧ 平成８年３月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

⑨　子育て世帯（小学校就学前の者がいる世帯）

入居後、小学校に入学した後は裁量階層世帯に該当しなくなるため、収入基準の緩和が無くなります。収入基準超過者になる場合は退去していただくことになります。

⑩　入居者及び入居の際の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者またはパートナーシップ関係にある者・婚約者（入居するまでに婚姻をする場合に限る。）を含む。）の年齢の合計が８０歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日（事実婚者の場合は、事実婚となった日、パートナーシップ宣誓を行った日）から１年以内の方の世帯

（３）現在住宅に困っている方

ア　原則として持ち家がある方は申込みができません。

イ　原則として県営住宅または市（町・村等）営住宅の入居者は、申込みできません。

（車いす対応住宅希望者を除く。）

（４）大牟田市内に住んでいるか又は勤務先がある方

ただし、**「市外居住者」**でも次のア･イのいずれかに該当する方は申込むことができます。

市外居住者申込要件

ア　**新婚世帯**

申込者及び入居の際の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者またはパートナーシップ関係にある者・婚約者（入居するまでに婚姻をする場合に限る。）を含む。）の年齢の合計が８０歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日（事実婚者の場合は、事実婚となった日、パートナーシップ宣誓を行った日）から１年以内の方の世帯。

イ　**子育て世帯**

申込者と現に扶養している中学生以下の子を含む２人以上の世帯。

※申込みができる住宅は、募集住宅一覧表の「市外申込」欄に「可」の表示がある住宅のみです。

（５）過去において県営住宅または市（町・村等）営住宅に入居していた方は、無断退去や家賃滞納など不正な使用をしたことがないこと

（６）申込者又は同居者（予定者）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号」に規定される暴力団員でないこと

（７）共同生活を円満におくれる方

２ページの「２.入居の注意事項」をよくご覧ください。

（８）入居の際は、身元引受人が１人必要になります

※ 身元引受人は、入居者との連絡などの他に入居者の死亡などの場合に、家財処分や畳襖代の支払いなどの退去手続・対応を行っていただくようになりますので、なるべく大牟田市内に居住し、手続等の対応能力を有する親族に限りますので、退去時等の説明を行っておいてください。

※ 身元引受人がどうしてもおられない方は、保証会社等と契約いただくことで入居ができます。

5 抽選倍率の優遇制度

（１）多回数落選世帯に該当する方には、抽選番号を３つ割り当てます。

申込回数が前回までに６回以上で、今回が７回目以上の「入居申込受付票」をお持ちの方が対象になります。

ただし、過去に当選を辞退されたり、「入居申込受付票」を紛失された方は、初回からの申込みになります。

（２）優先階住宅・車いす対応住宅以外の住宅の申込者で、優遇者世帯（次の世帯）に該当する方には、抽選番号を２つ割り当てます。
また、多回数落選世帯にも該当する方は、抽選番号を合計４つ割り当てます。
（年齢の基準日は、令和9年1月4日とします。）

- **ひとり親世帯**　申込者本人が配偶者（事実上婚姻関係（パートナーシップ関係を含む。）及び婚約者を含む）のない方であり、同居親族が２０歳未満の子（申込者本人に扶養されている者）のみの世帯

- **ＤＶ被害者世帯**　申込者本人が配偶者から身体的暴力等を受けているＤＶ被害者であり、同居できる親族は、２０歳未満の子（申込者本人に扶養されている者）のみの世帯

- **高齢者世帯**　申込者の年齢が６０歳以上の者で、同居する親族がいる場合は、次のいずれかで構成している世帯
 ① 配偶者
 ② １８歳未満の児童
 ③ ６０歳以上の親族
 ④ 下記の障害者である親族

- **心身障害者世帯**　次のいずれかに該当する入居者がいる世帯
 ① 身障者手帳４級以上
 ② 重度又は中度の知的障害者(療育手帳Ｂ２又はＢの軽度は除く)
 ③ 戦傷病者手帳を所持し第１款症以上の障害がある方
 ④ 精神障害者保健福祉手帳２級以上

【注意】抽選倍率の優遇を受けた方で、当選後の入居資格審査で抽選倍率優遇の要件を満たしていないことが判明した場合は、失格となり、当選が取消しになります。

６．募集住宅の種類

募集住宅は下記のとおり区分され、申込みは１世帯につき１住宅のみです。他の住宅区分との重複申込みはできません。

なお、**年齢の基準日は、令和９年１月４日とします。**

区　　分	内　　容
①多家族向け住宅	入居時に、３人以上の世帯が対象の住宅です。
②優先階住宅	１階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。 次のいずれかに該当し、階段の昇降に著しく支障を来している方がいる世帯が対象です。 ア．身体障害者手帳で肢体不自由（下肢･体幹）１～４級 内部障害（心臓・じん臓・呼吸器機能）１級 視覚障害１･２級の方 イ．８０歳以上の方 ウ．疾病等で階段の昇降に著しく支障を来し、その治療に長期間を要する方 （医師の診断書等の書類提出が必要）
③車いす対応住宅	住宅に車いす用スロープがある住宅です。 重度の障害又は疾病等により、車いすを常時使用される方がいる世帯が対象です。（医師の診断書等の書類提出が必要） **車いす対応住宅の入居条件に該当しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。** その際は、一般市営住宅の入居基準に合う世帯は他の市営住宅に移り住むことができます。
④新婚･子育て世帯向け住宅	新婚・子育て世代を支援するための住宅です。 次のいずれかに該当する世帯が対象となります。 ア．新婚世帯 申込者及び入居の際の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者・パートナーシップ関係にある者・婚約者（入居するまでに婚姻をする場合に限る。）を含む。）の年齢の合計が８０歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日（事実婚者の場合は、事実婚となった日、パートナーシップ宣誓を行った日）から１年以内の方の世帯。 イ．子育て世帯 申込者と現に扶養している中学生以下の子を含む２人以上の世帯。
⑤特別募集住宅	過去に住宅内での死亡等が発生したため、募集を停止していた住宅です。 敷金や家賃等は一般の住宅と同じ条件です。入居の際は、室内死亡が過去に発生したことの了解と、そのことを理由に住宅の住み替えや異議を申し立てないことの「誓約書」を提出していただきます。
⑥一般住宅	上記①から⑤以外の住宅です。

※一般住宅等に入居の方で、階段の昇降が困難になれば、一般住宅から優先階住宅への住宅交換制度があります。

※申込みに際し、虚偽の記載をしたり、入居後に申込み時と状況が違った場合は、住宅を明け渡していただく場合があります。

7. 月額所得の計算方法

● 申込みの基準となる世帯の月収額の計算方法は、まず１年間の世帯員全員の総所得金額を計算して、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を 12 で割ったものです。

● 総所得金額の計算方法は、得ている収入の種類（年金・給与・事業等の所得）や現在の勤務先に勤務し始めた年月日や現在の事業などを始めた年月日によって異なりますので事項を参考に計算してください。

※計算方法がわからない方は、収入が確認できる書類を準備し市営住宅管理センターに気軽にお尋ねください。

(1)世帯の年間合計所得額　　(2)合計控除額

月額所得　＝(　　円　－　　円)÷12

※月額所得が５ページの月額所得基準額以内になります。

(1)　世帯の所得額の計算(次の収入の種類別の所得金額の見方を参考に計算してください)

対象者	収入の種類	年間収入	年間所得額
名義人	給与・事業・年金		
同居人(　　)			
(1)世帯の年間合計所得額			

収入の種類別の所得金額の見方

■　給与所得の方の年間所得額

※　前年１月２日以降の年の中途で就職・転職等が変わった場合は、所得の計算方法が違いますので、お問い合わせください。

年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所		(受給者番号)					
		(役職名)					
		氏名	(フリガナ)				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
	4,528,000	3,182,400					

控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
老人			特定	老人	その他		特別	その他	
有	従有		人 従人	人 従人	人 従人	人	内 人	人	人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額

源泉徴収票の**「給与所得控除後の金額」が年間所得額**になります。

■ 事業所得の方、２種類以上の所得がある方の年間所得額

所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（第一表）

所得金額等	事業	営業等	①		1	4	0	0	0	0	0	
		農業	②									
	不動産		③									
	利子		④									
	配当		⑤									
	給与	区分	⑥									
	雑	公的年金等	⑦									
		業務	⑧									
		その他	⑨									
		⑦から⑨までの計	⑩									
	総合譲渡・一時	㋐+｛(㋑+㋒)×1/2｝	⑪									
	合計	(①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫		1	4	0	0	0	0	0	



所得税及び復興特別所得税の確定申告書Bの控えの「**所得金額等の合計の金額**」**が年間所得額**になります。

■ 年金収入の方の年間所得額の計算

※　年金振込通知書の支払金額では、年間所得額の計算方法が違いますので、詳しくは市営住宅管理センターへお問い合わせください。

年分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所													
	(フリガナ)										生年月日		年金の種別	
	氏名										年　月　日		老齢基礎・厚生	
区分				支払金額							源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				1，523，000 円									円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分				円									円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分				円									円	
所得税法第203条の3第7号適用分				円									円	
本人				控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他			
						人	人	人	人	人（　人）	人	人	円	
控除対象配偶者	(フリガナ)					区分		(適用)	【社会保険料の内訳】					
	氏名								介護保険料額				円	
控除対象扶養親族	(フリガナ)					区分			後期高齢者医療保険料額				円	
	氏名													
	(フリガナ)					区分								
	氏名													

源泉徴収票の「**支払金額**」より、下記の表の**年間所得の計算式で年間所得金額**がわかります。

	年金収入額（税込）	年間所得の計算式
65歳以上	～ 1,100,000 円	0円とする
	1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	年金収入額 － 1，100，000円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	年金収入額×0.75 － 275，000円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	年金収入額×0.85 － 685，000円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	年金収入額×0.95 － 1，455，000円
65歳未満	～ 600,000 円	0円とする
	600,001 円 ～ 1,299,999 円	年金収入額 － 600，000円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	年金収入額×0.75 － 275，000円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	年金収入額×0.85 － 685，000円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	年金収入額×0.95 － 1，455，000円

65 歳以上の計算例

1，523，000 円－1，100，000 円

＝年間所得額 423，000 円

65 歳未満の計算例

1，523，000 円×0．75－275，000 円

＝年間所得額 867，250 円



（2） 合計控除額の計算

「控除額」の該当する項目の人数及び金額を記入します。

控除の種類	控除対象者	控除額	申込世帯 控除額
①同居親族及び 扶養親族	申込者以外で、収入の有無にかかわらず同居または扶養している親族	**38万円**×（　　）人 （家族数－1人）	
②基礎控除振替分	給与所得又は公的年金等に係る所得がある人 （事業所得のみの場合は対象外）	**10万円**×（　　）人 10 万円未満の時は当該所得	
③老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上で所得金額48万円以下の人	**10万円**×（　　）人	
④特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が48万円以下の人	**25万円**×（　　）人	
⑤ひ と り 親	婚姻をしていない人または配偶者と離婚･死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が500万円以下である人	**35万円**×（　　）人 ②の基礎控除振替分後の金額より、**27万円**を限度に控除	
⑥寡　　婦	上記のひとり親控除には該当せず、婚姻または事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。 ①夫と離婚した人で扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	**27万円**×（　　）人 ②の基礎控除振替分後の金額より、**27万円**を限度に控除	
⑦特別障害者	身体障害者手帳1･2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aのいずれかを交付されている人	**40万円**×（　　）人	
⑧障　害　者	障害者手帳を交付されている人で上記の特別障害者控除に該当しない人	**27万円**×（　　）人	
（2） 合計控除額			

〈同居親族及び扶養親族を計算〉
2 人以上で申込む場合は、必ず控除できます。
38 万円×（入居しようとする家族数－本人＋入居しない扶養親族数）
380,000 円×（3－1＋0）人＝760,000 円



8. 直近の空家募集の申込状況

○　申込住宅を検討される際に参考にしてください。

令和８年度 第１回　申込状況

○単身入居可能住宅

一　般	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
龍湖瀬	2	0 人	0.0 倍
南橘①	1	6 人	6.0 倍
東谷①	1	0 人	0.0 倍
東谷②	1	1 人	1.0 倍
高泉①	3	8 人	2.7 倍
通町	2	0 人	0.0 倍
新地東ひまわり	1	8 人	8.0 倍
新地町①	1	8 人	8.0 倍
計	12	31 人	2.6 倍

○単身入居可能住宅

車いす	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
南橘②	1	0 人	0.0 倍
計	1	0 人	0.0 倍

○単身入居可能住宅

特別募集	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
高泉②	1	1 人	1.0 倍
新地町②	1	1 人	1.0 倍
計	2	2 人	1.0 倍

令和８年度 第２回　申込状況

○単身入居可能住宅

一　般	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
東谷	1	0 人	0.0 倍
高泉①	1	5 人	5.0 倍
新地東ひまわり①	1	8 人	8.0 倍
新地町①	1	9 人	9.0 倍
若宮	1	0 人	0.0 倍
右京町①	1	0 人	0.0 倍
計	6	22 人	3.7 倍

○単身入居可能住宅

特別募集	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
新地東ひまわり②	1	1 人	1.0 倍
計	1	1 人	1.0 倍

○単身入居可能住宅

特別募集車いす	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
南橘①	1	0 人	0.0 倍
計	1	0 人	0.0 倍

一般	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
橘①	2	0 人	0.0 倍
勝立①	1	0 人	0.0 倍
高泉②	2	0 人	0.0 倍
高泉③	1	6 人	6.0 倍
計	6	6 人	1.0 倍

多家族	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
南橘②	2	1 人	0.5 倍
南橘③	1	1 人	1.0 倍
計	3	2 人	0.7 倍

一般	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
新地町③	1	1 人	1.0 倍
計	1	1 人	1.0 倍

優先階	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
南橘③	1	0 人	0.0 倍
計	1	0 人	0.0 倍

○浴槽・風呂釜・給湯器、大牟田市が設置している住宅

一般	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
勝立	1	0 人	0.0 倍
計	1	0 人	0.0 倍

車いす	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
南橘④	1	1 人	1.0 倍
計	1	1 人	1.0 倍

合　計	19	35 人	1.8 倍

優先階	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
橘②	1	0 人	0.0 倍
高泉④	1	0 人	0.0 倍
計	2	0 人	0.0 倍

○浴槽・風呂釜・給湯器、大牟田市が設置している住宅

○単身入居可能住宅

一般	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
南橘④	1	6 人	6.0 倍
右京町②	1	0 人	0.0 倍
計	2	6 人	3.0 倍

○単身入居可能住宅

特別募集優先階	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
新地町②	1	4 人	4.0 倍
計	1	4 人	4.0 倍

一般	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
勝立②	1	0 人	0.0 倍
勝立③	1	0 人	0.0 倍
計	2	0 人	0.0 倍

優先階	募集戸数	申込者数	入居応募倍率
吉野さくら	1	0 人	0.0 倍
計	1	0 人	0.0 倍

合　計	25	41 人	1.6 倍

9.募集住宅一覧表（令和8年度第3回）

① 住宅の種類で、申込みの要件が異なりますので、「募集住宅の種類」（7ページ）をご確認ください。
② 下表の、「浴槽」「風呂釜」「給湯器」欄が、「無」の住宅は、入居者での設置が必要になります。
③ 「単身」欄が「可」の住宅は、単身世帯で、単身入居希望の方が申込みができる住宅になります。
なお、特別単身の条件（4～5ページ「②単身で申込みの場合」の「ウ．A～F」）に該当する方も申込むことができます。
④ 「特別単身」欄が「可」の住宅は、単身世帯で、特別単身に該当する方（③を参照）のみの申込みになります。
⑤ 「市外申込」欄が「可」の住宅は、「市外居住者申込要件」（6ページ）に該当 される方であれば市外居住者でも、申込むことができます。

住宅の規格等

【単身入居可能な 一般住宅】（2人以上の世帯でもお申込みできます。）

住宅名(種類)		エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	龍湖瀬		龍湖瀬町 40-12	平原	昭57	180	2LDK	可	－	可	無	無	－	一部有	15,600～ 30,600	5棟12 （1階）	1戸
公営	新地町①	有	新地町7	中友	平24	95	1DK	－	可	－	有	－	無	一部有	12,200～ 23,900	5棟403 （4階）	1戸
公営	東谷①		樫野3214-4	玉川	昭53	198	2LDK	可	－	可	無	無	－	一部有	14,500～ 28,500	4棟11 （1階）	1戸
公営	東谷②		樫野3214-4	玉川	昭53	198	3DK	可	－	可	無	無	－	一部有	14,500～ 28,500	5棟14 （1階）	1戸
改良	通町		通町2丁目 19-6	平原	昭46	50	2K	可	－	可	無	無	－	無	9,600～ 12,700	2棟19 （1階）	1戸
改良	新地東 ひまわり①	有	新地町14-7	中友	平18	120	1DK	－	可	－	有	－	無	一部有	11,500～ 15,200	1棟403 （4階） 1棟712 （7階） 1棟803 （8階）	3戸

【単身入居可能な 優先階住宅】（2人以上の世帯でもお申込みできます。）

（1階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。2人以上の世帯でもお申込みできます。）

住宅名(種類)		エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	高泉①	有	歴木541-46	高取	平28	396	1DK	－	可	－	有	－	無	一部有	13,600～ 26,800	A棟103 （1階）	1戸
改良	新地町②	有	新地町10-1	中友	平20	75	1DK	－	可	－	有	－	無	一部有	11,600～ 15,300	1棟105 （1階）	1戸

【一般住宅】（単身でのお申込みはできません。）

住宅名(種類)		エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	新地町③	有	新地町7	中友	平24	95	3DK	－	可	－	有	－	無	一部有	21,900～ 43,000	5棟301 （3階）	1戸
公営	勝立		新勝立町 2丁目1-1	天の原	平3	192	3DK	－	－	－	無	無	－	有	20,000～ 39,300	3棟14 （1階）	1戸
公営	高泉②	有	歴木535-4	高取	平31	396	2DK	－	－	－	有	－	無	一部有	15,800～ 31,000	C棟711 （7階）	1戸

室内に階段有

【多家族向け住宅】（入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。）

	住宅名(種類)	エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	白銀		白銀777-39	吉野	平1	168	3LDK	－	－	可	無	無	－	一部有	23,000～45,300	10棟22 （2階）	1戸
公営	南橘①	有	橘1251-1	吉野	平14	246	3LDK	－	－	－	有	－	無	有	26,600～52,200	3棟308 （3階）	1戸

【多家族向け優先階住宅】

（入居時に、3人以上の世帯が対象です。1階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。）

	住宅名(種類)	エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
改良	小浜南①		小浜町80-1	大正	平9	128	3LDK	－	－	－	有	－	無	有	24,200～32,000	2棟13 （1階）	1戸
改良	小浜南②		小浜町80-1	大正	平9	128	4LDK	－	－	－	有	－	無	有	28,600～37,800	4棟11 （1階）	1戸

【優先階住宅】（1階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。）

	住宅名(種類)	エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	橘		橘1340-1	吉野	平8	150	2LDK	－	－	－	有	－	無	有	21,100～41,400	3棟13 （1階）	1戸
公営	高泉③	有	大字歴木541-46	高取	平28	396	2DK	－	－	－	有	－	無	一部有	15,200～29,900	A棟110 （1階）	1戸

【特別募集住宅】（過去に住宅内での死亡等が発生したため、募集を停止していた住宅です。）

	住宅名(種類)	エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	高泉④	有	大字歴木541-46	高取	平28	396	2DK	－	－	－	有	－	無	一部有	15,200～29,900	A棟707 （7階）	1戸

○ 浴槽・風呂釜・給湯器を、大牟田市が設置している住宅

【単身入居可能な 一般住宅】(2人以上の世帯でもお申込みできます。)

	住宅名(種類)	エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
改良	新地東ひまわり②	有	新地町14-7	中友	平18	120	1DK	－	可	－	有	－	有	一部有	11,700～15,500	1棟807 （8階）	1戸
改良	右京町		右京町40-1	天領	昭43	60	2K	可	－	可	有	無	有	無	7,200～9,500	1棟12 （1階）	1戸

【多家族向け住宅】（入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。）

	住宅名(種類)	エレベーター	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	特別単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	南橘②	有	橘1408-1	吉野	平15	246	3LDK	－	－	－	有	－	有	有	27,200～53,500	8棟204 （2階）	1戸

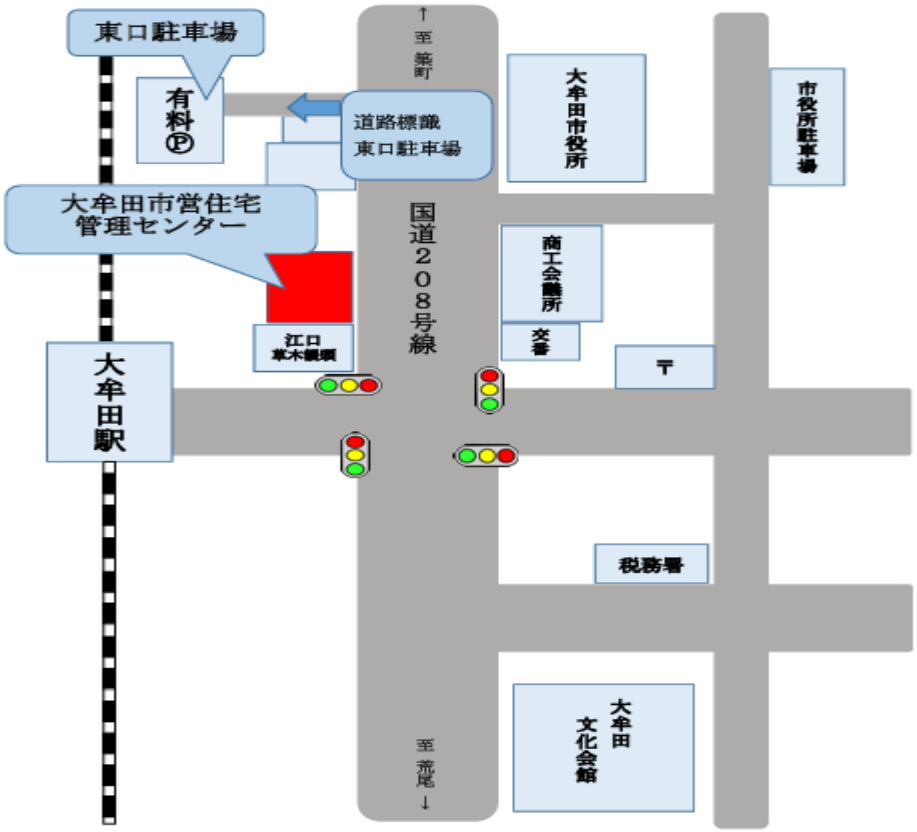
10.　会場案内図

＜申込受付＞　大牟田市営住宅管理センター　TEL:0944－41－0123

大牟田市不知火町１丁目1－8(江口草木饅頭屋さん横)

※駐車場は、市営大牟田駅東口駐車場をご利用ください。

＜抽選会場＞　大牟田文化会館　第4会議室　（3階） 大牟田市不知火町2－10－2



※※※※　市営住宅随時募集　※※※※

今回の募集の結果、応募者が募集戸数に満たなかった住宅等があった場合は、随時募集住宅に追加します。

※追加分の随時募集の住戸については、令和９年１月13日（水）以降に、大牟田市営住宅管理センター窓口及びホームページより確認して下さい。

随時募集住宅の申込みは、次の日時から先着順により申込みを受付けます

令和９年１月２２日（金）～

受付場所（予定）　：　大牟田市営住宅管理センター

※ただし、受付の初日（令和９年１月２２日）のみ、午前１０時までに来られた方々を対象に申込みの順番を決める抽選を行い、その順番で受付けます。